

## 令和2年度任意継続被保険者の保険料の上限について

当組合の令和元年9月30日における標準報酬月額の平均は以下のとおりです。

平均標準報酬月額	344,735 円
(標準報酬月額	340,000 円)

これに基づく保険料は、

$$\begin{array}{rcl} \text{健康保険料} + \text{介護保険料 (40歳以上65歳未満)} & = & \text{合 計} \\ 34,000 \text{ 円} + 5,848 \text{ 円 (40歳以上65歳未満)} & = & 39,848 \text{ 円} \end{array}$$

となり、この金額は、令和2年4月分～令和3年3月分の任意継続被保険者の保険料の上限となります。